

大館市下水道事業経営戦略

(令和4年度から令和13年度)

秋田県大館市建設部下水道課

目 次

第1章	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	位置づけ	2
第2章	下水道事業の概要	3
1	下水道事業の状況	3
2	使用料について	4
3	組織の状況	5
4	民間活力の活用等の状況	5
5	経営比較分析表を活用した現状分析	6
第3章	今後の下水道事業について	14
1	処理区域内世帯・人口の予測	14
2	有収水量の予測	15
3	使用料収入の見通し	15
4	下水道施設の見通し	16
5	組織の見通し	16
第4章	経営の基本方針	17
第5章	投資・財政計画	18
1	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たって	18
2	今後の取り組みについて	21
第6章	経営戦略の事後検証等について	25
1	経営戦略指標の事後検証に関する事項	25
	投資・財政計画（収支計画）令和3年度から令和13年度まで	26

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

大館市（以下、「本市」という）は、平成の大合併により1市2町（旧大館市、旧比内町、旧田代町）による市町村合併が行われ、新「大館市」として平成17年6月に誕生しました。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道（以下「下水道事業」という）においては、地方公営企業法の適用を受け公営企業会計による資産や経営状態を的確に把握することで、経営の透明化を図ってきました。

近年、人口減少や少子高齢化社会の進行など、社会情勢の変化に伴い、下水道を取り巻く諸情勢及び環境は大変厳しい財政状況にあります。今後の経営環境の変化に適切に対応し、より一層の経営基盤の強化を図ることで、将来にわたり安定的に事業を継続するために中長期的な「下水道事業経営戦略」を策定するものです。

「下水道事業経営戦略」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画である「投資試算」と、財源の見通しを試算した計画である「財源試算」に加え、投資以外のその他経費に関する試算を含めた上で「投資・財政計画」をまとめたものです。

前回、平成28年度に「下水道事業経営戦略」を作成しておりましたが、本市においても現状分析や将来の事業環境等を踏まえ、安定的な事業運営が継続できるよう中長期的な視点による「下水道事業経営戦略」の見直しを図りました。

「下水道事業経営戦略」の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、今後は5年毎に見直しを行い安定した持続可能な経営を行っていきます。

なお、計画期間は10年間ですが、収支の見通しについては、より長期的な動向を把握する必要があることから令和50年度まで推計を行いました。

【大館市のマンホール】



大館地域



比内地域



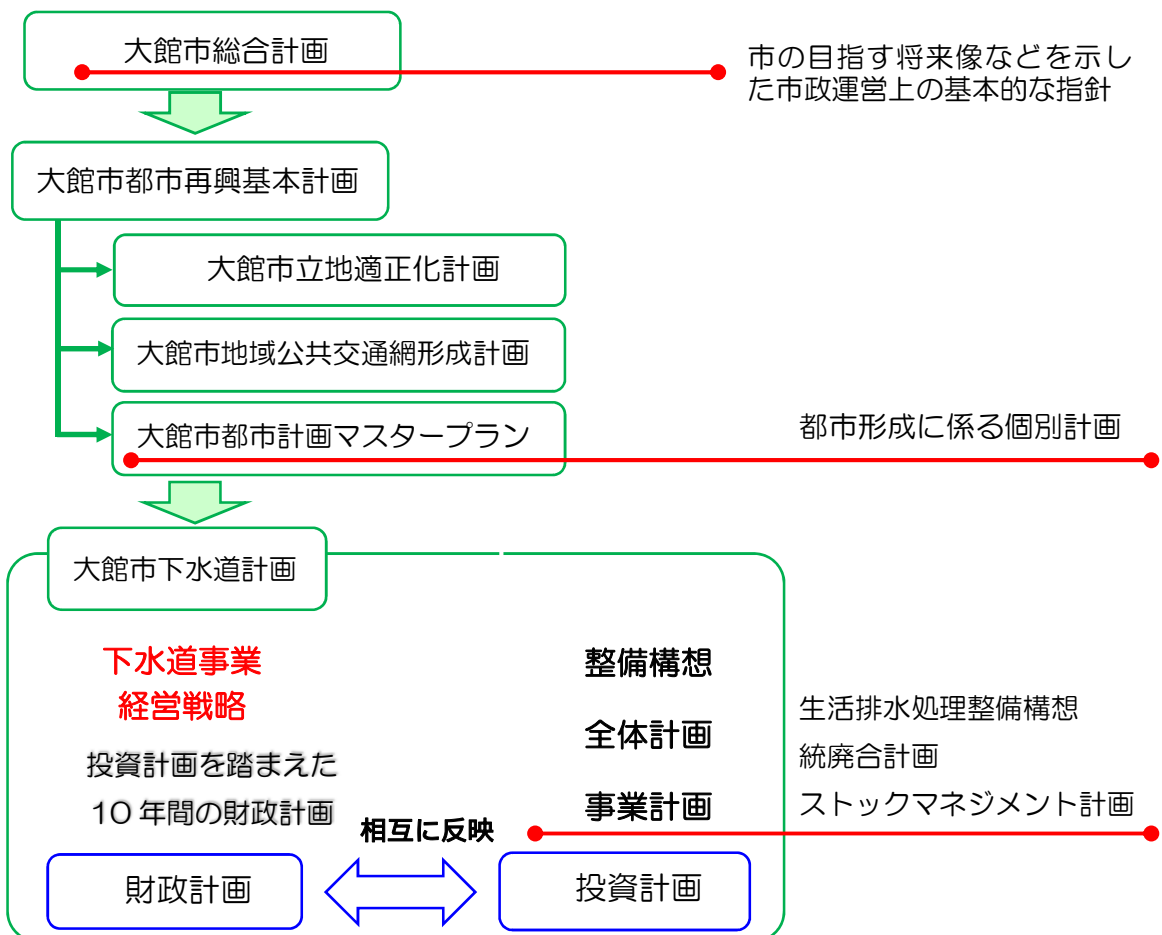
田代地域

2 位置づけ

本市の下水道事業は、「第2次大館市総合計画」を上位計画とし、「大館市都市再興基本計画」の目指すまちづくりの基本理念や施設整備の方針と整合を図り、下水道事業の整備等に関する計画を定めています。

下水道事業計画のうち、「整備構想」では令和8年度までを目標に、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」（概成）を目指した「大館市生活排水処理整備構想」を策定しております。「下水道事業全体計画」では長期的な施設整備方針を定め、その下位の「下水道事業計画」にて具体的な短期整備計画を定めています。更にその下位の個別計画では、下水道ストックマネジメント計画、統廃合計画等の詳細な整備計画を定めています。

「下水道事業経営戦略」は、「下水道事業全体計画」等で定めた投資計画の内容を踏まえ、必要な需要額の財源を中長期的な経営の中で適切に確保するための財政計画を定めるものです。「下水道事業経営戦略」で定めた財政計画は、「下水道事業全体計画」等に反映し、相互に関連し合う位置付けとなります。



下水道事業経営戦略の位置付け

第2章 下水道事業の概要

1 下水道事業の状況

本市の生活排水処理事業は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については流域関連公共下水道として 1 処理区、農業集落排水事業（10 処理区）、そして特定地域生活排水処理事業（合併処理浄化槽事業：329 基）となっています。

整備構想の見直しにより、公共下水道予定地区の再編、農業集落排水施設の統合（令和 4 年 4 月：真中地区農業集落排水施設を下水道へ接続統合）事業を進めました。

また、令和 6 年度供用開始を目指し、大館市し尿受入センターを流域下水道大館処理センター敷地内に新設し、大館市内のし尿及び浄化槽汚泥等が同施設内に搬入されることとなっています。

事業	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
供用開始年度	平成 4 年度	平成 7 年度
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(全部適用) 平成 17 年 4 月 1 日適用	法適用(全部適用) 平成 17 年 6 月 20 日適用
処理区域内人口密度 (処理区域人口/処理区域面積)	27.8 人/ha (35,606 人/1,282.9ha)	15.8 人/ha (6,678 人/423.8ha)
流域下水道等への接続の有無	有	
処理区数	1 処理区	
広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>【公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域下水道大館処理センター敷地内に大館市し尿受入センターを建設 (令和 6 年度供用開始予定) <p>当市のし尿処理施設は稼働以来 37 年が経過し、老朽化が著しいことから新施設の整備が必要となり、し尿受入施設を流域下水道大館処理センター敷地内に建設し、搬入されたし尿等を前処理後に大館処理センターの汚泥処理系に無希釈投入後、下水道汚泥を共同処理する方式が最も安価で有利であることから整備するものである。</p> <p>【特定環境保全公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域下水道大館処理センターへ真中地区農業集落排水を接続統合 (令和 4 年度供用開始) <p>真中地区農業集落排水施設の終末処理場の老朽化に伴い流域下水道大館処理センターへ接続管等を整備。現在の同等施設の更新建設事業費と下水道終末処理場への接続管渠等の整備事業費を比較すると縮減が見込まれるほか、維持管理費の節減も見込まれる。</p>	

2 使用料について

使用料は使用者負担の公平性を考慮し、大館市下水道条例により算定しております。

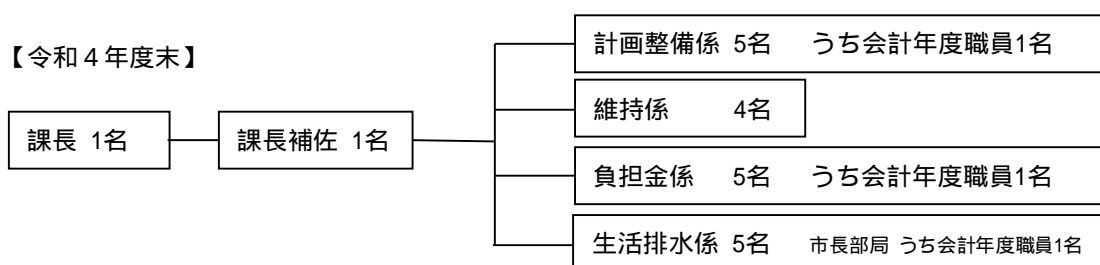
<p>一般家庭用使用料体系 の概要・考え方</p>	<p>・定額制の基本使用料に従量・累進制の超過使用料を加える使用料体系。 使用月の汚水量に応じ、基本使用料(10 m³ まで) 1,540 円(使用した日数が1 カ月に満たない場合かつ使用汚水量が5 m³ 以下の場合にあっては、770 円)に 超過使用料を加えた額を使用料として徴収。 <超過使用料の額は1 m³ 当たり> 10 m³ を超え 20 m³ までは165 円、 20 m³ を超え 50 m³ までは176 円、 50 m³ を超え 100 m³ までは209 円、 100 m³ を超える部分は231 円</p>													
<p>業務用使用料体系 の概要・考え方</p>	<p>・一般家庭使用料体系と同じ。ただし、公衆浴場については基本使用料。 (10 m³ まで)1,540 円に超過使用料を加えた額を使用料として徴収します。 <超過使用料の額は1 m³ 当たり> 10 m³ を超える部分は95 円</p>													
<p>その他の使用料体系 の概要・考え方</p>	<p>・自家水を使用している場合、世帯の人数により算定します。世帯1人当たり 6 m³ 汚水量として、一般家庭用使用料体系に当てはめて算出した額を使用料 とします。 ・水道水と自家水を使用している場合、世帯の人数により算定します。 世帯1人当たり6 m³ 汚水量として一般家庭用使用料体系に当てはめて算出した 額を使用料とします。(水道の使用水量の方が多い場合は、水道の使用水量。 メーターがある場合はメーターと水道の使用水量の合計とする。)</p>													
<p>条例上の使用料 (20 m³ あたり) *1 ※過去3年分を記載</p>	<p>公共下水道事業</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,132 円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(10 月以降)</td> <td>3,190 円</td> </tr> <tr> <td>令和2～3年度</td> <td>3,190 円</td> </tr> </table>	令和元年度	3,132 円	令和元年度(10 月以降)	3,190 円	令和2～3年度	3,190 円	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,132 円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(10 月以降)</td> <td>3,190 円</td> </tr> <tr> <td>令和2～3年度</td> <td>3,190 円</td> </tr> </table>	令和元年度	3,132 円	令和元年度(10 月以降)	3,190 円	令和2～3年度	3,190 円
令和元年度	3,132 円													
令和元年度(10 月以降)	3,190 円													
令和2～3年度	3,190 円													
令和元年度	3,132 円													
令和元年度(10 月以降)	3,190 円													
令和2～3年度	3,190 円													
<p>実質的な使用料 (20 m³ あたり) *2 ※過去3年分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,697 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,728 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,728 円</td> </tr> </table>	令和元年度	3,697 円	令和2年度	3,728 円	令和3年度	3,728 円	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,597 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,687 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,684 円</td> </tr> </table>	令和元年度	3,597 円	令和2年度	3,687 円	令和3年度	3,684 円
令和元年度	3,697 円													
令和2年度	3,728 円													
令和3年度	3,728 円													
令和元年度	3,597 円													
令和2年度	3,687 円													
令和3年度	3,684 円													

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³ あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³ を乗じたもの
(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

3 組織の状況

本市は、職員数 21 名（企業職 16 名うち会計年度職員 2 名、市長部局 5 名うち会計年度職員 1 名）で公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の 4 事業を行っています。



4 民間活力の活用等の状況

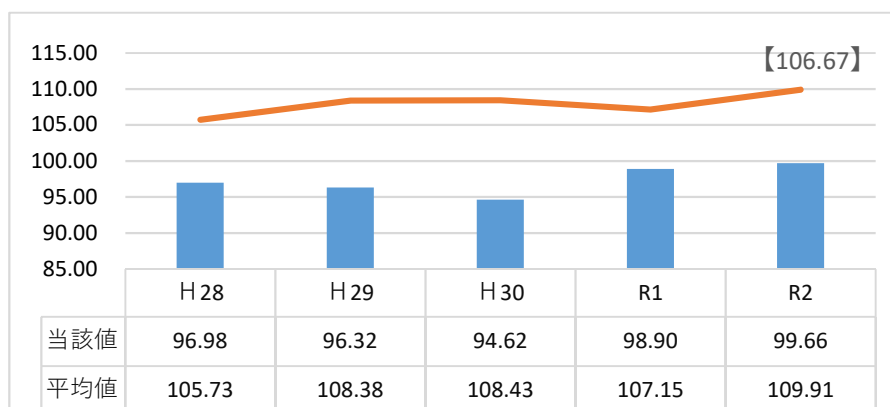
民間活用の状況	ア 民間活用 (包括的民間委託を含む)	中継ポンプ場保守点検業務 管路清掃業務 ほか
	イ 指定管理者制度	採用していない
	ウ PPP・PFI	川口・立花地区を平成 30 年度から DB 一括発注方式による PPP 手法を導入し、令和 4 年度供用開始。 PPP 手法を導入したことにより、市が行う業務の一部を民が行うことにより市の負担が軽減された。 また、従来の工事は手続きの関係もあり 7 月から 3 月までの工期となり、実質工期は 9 カ月に対し、複数年で発注したことにより工期設定が最大 36 カ月となり、完成までの工期が短縮された。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	秋田県県北地区広域汚泥資源化事業は秋田県主導のもと、令和 2 年度運営開始。 県北地区 3 市 3 町 1 組合から発生する生活排水処理汚泥を集約処理し、資源化物を長期的かつ安定的に製造。 事業に係る経費は関係団体の負担とし、その額は経費の区分に応じて算出。
	イ 土地・施設等利用 (未利用地・施設の活用等)	活用していない

5 経営比較分析表を活用した現状分析

【公共下水道】

1. 経営の健全性・効率性の分析

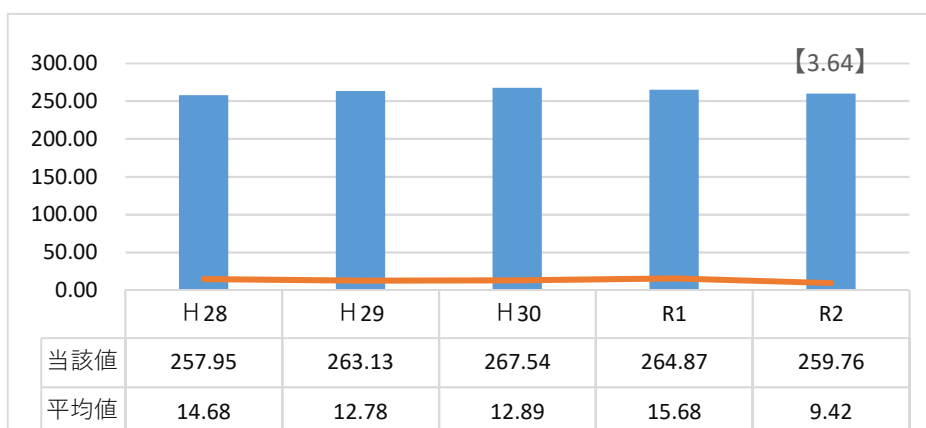
① 経常収支比率（％）



当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

経常収支比率は100%を下回っていますが、年々少しずつ改善されています。また、類似団体と比べて低い値となっていますが、これは、下水道未普及地域の整備により固定資産の減価償却費が増加したためです。

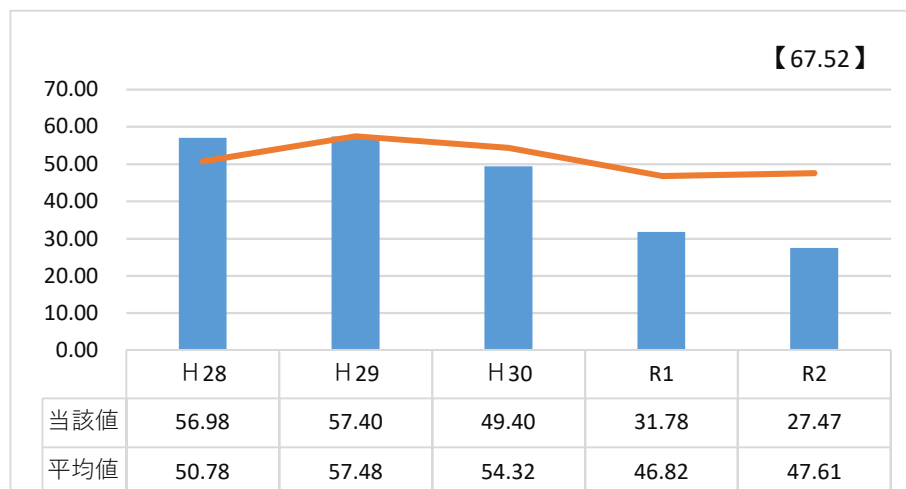
② 累積欠損金比率（％）



営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの純利益剰余金等でも補填することができず、複数年にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

本事業は依然未普及地域を多く抱えており建設途上において、下水道整備が進み固定資産の減価償却費が毎年度増加しているため、累積欠損金が増加している状況です。

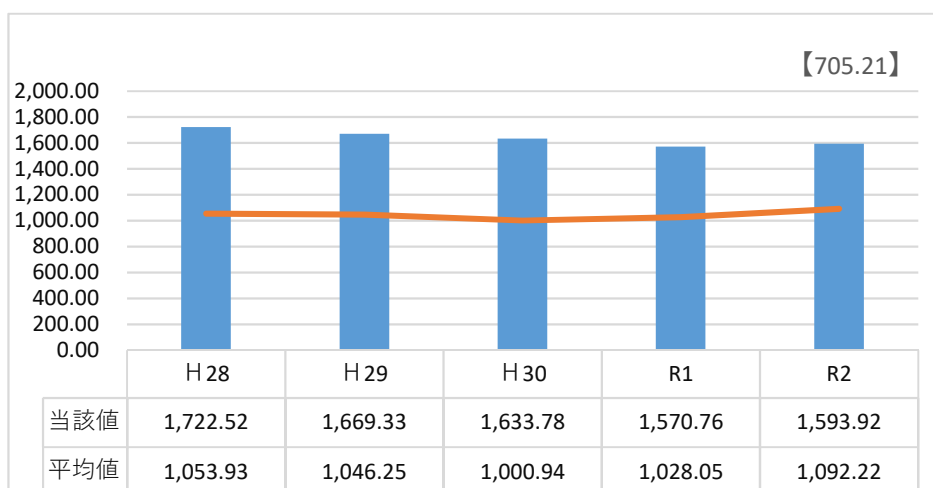
③流動比率（％）



短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

期末時において、流動比率は100%確保できていませんが、起債償還額等の支払い時期に財源を確保するため、特に問題はありません。また、年々起債等の償還支払額が減少する見込みのため、年々比率は上昇していく見込みです。

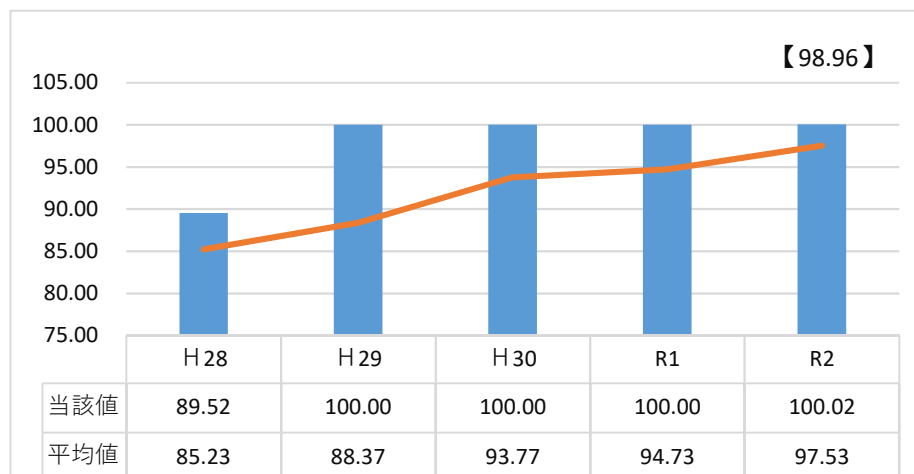
④企業債残高対事業規模比率（％）



料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

明確な数値基準はないと考えられていますが、本事業では、企業債の償還額よりも新規借入額が少ないため、年々減少しています。

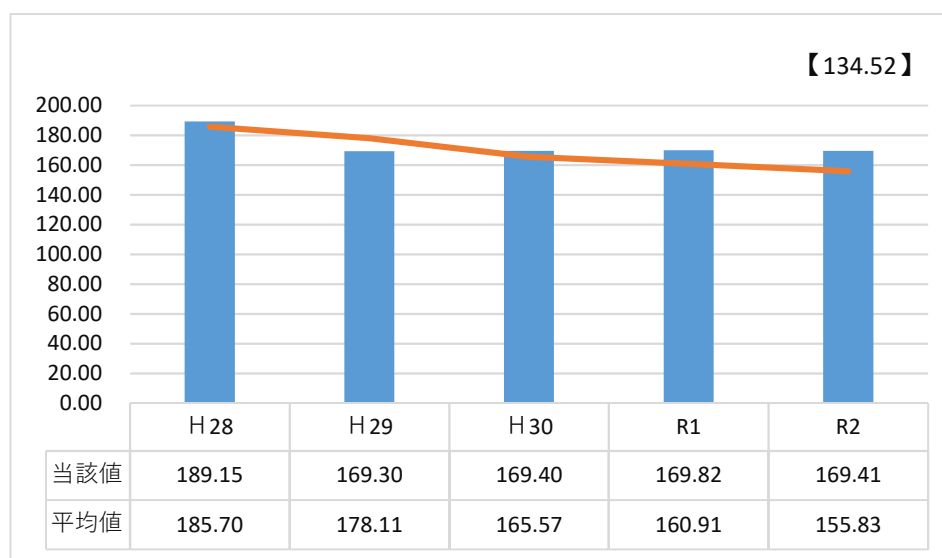
⑤経費回収率（％）



使用料で回収すべき経費を、どの程度の割合で賄われているかを表した指標です。

経費回収率は100%となっていますが、統計上によるもので、実際は使用料で賄われている状況ではなく、経常収支に表れているように決算は赤字であり、累積欠損金が増加している状況です。

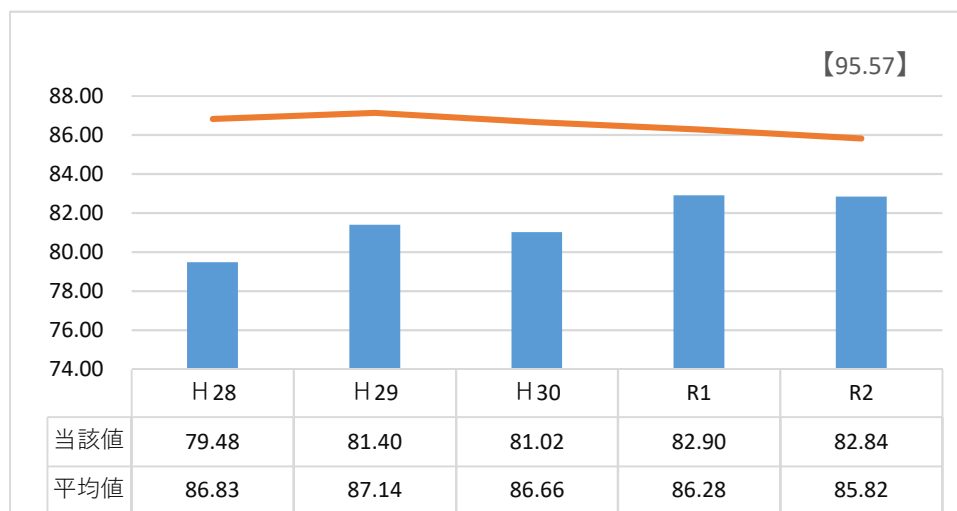
⑥汚水処理原価（円）



有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理に係るコストを表した指標です。明確な基準はないと考えられていますが、経年比較や類似団体との比較等によって、当市の置かれている状況を把握・分析し、検証しておく必要があります。

当市は整備途中のため、有収水量は増加しているものの、汚水資本費等も増加しているため、類似団体平均を上回っている状況です。

⑦水洗化率（％）

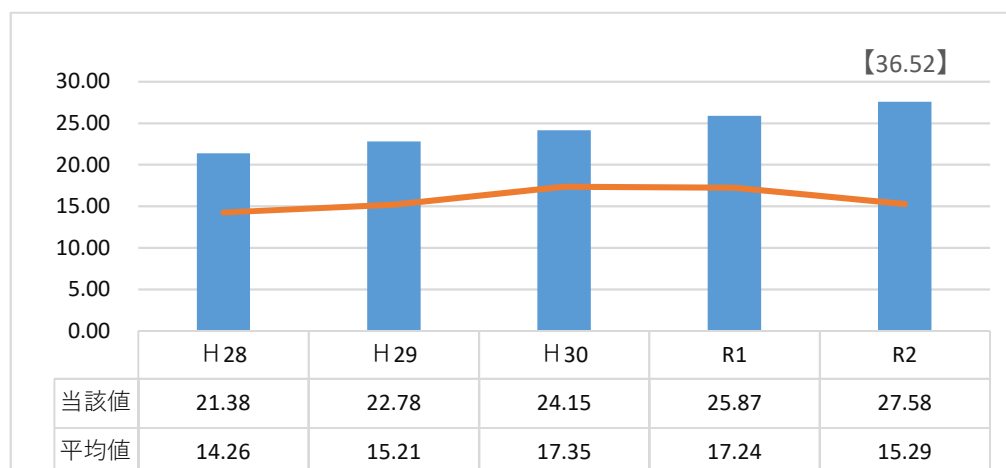


現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。

本事業は整備途中でもあり、類似団体平均、全国平均より下回っているため、水洗化普及活動を展開し、未接続世帯への戸別訪問などにより下水道の使用を推進、水洗化率の向上に努める必要があります。

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率（％）



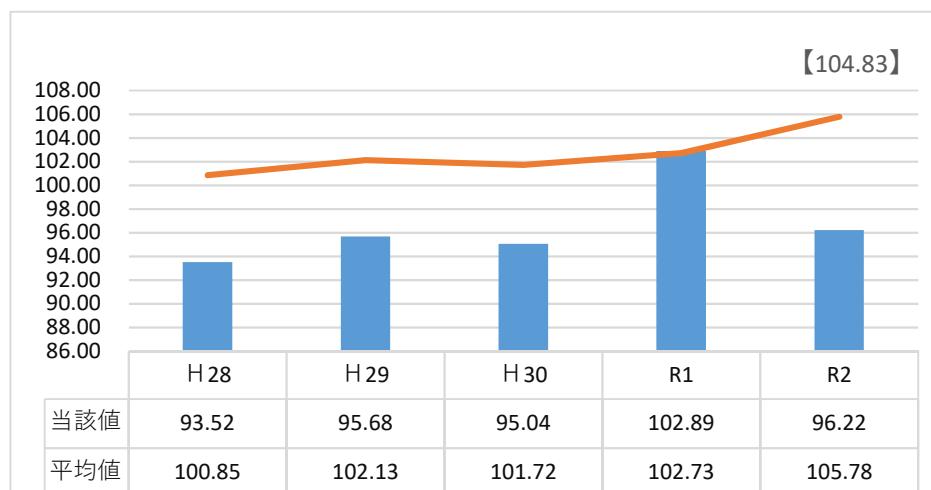
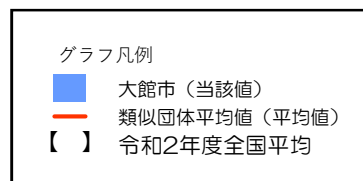
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化を示しており、数値が高いほど標準耐用年数に近い資産が多いことを示しています。

本事業は類似団体平均より上回っていますが、標準耐用年数を経過した管渠等が存在しないことから全国平均より下回っています。

【特定環境保全公共下水道】

1. 経営の健全性・効率性の分析

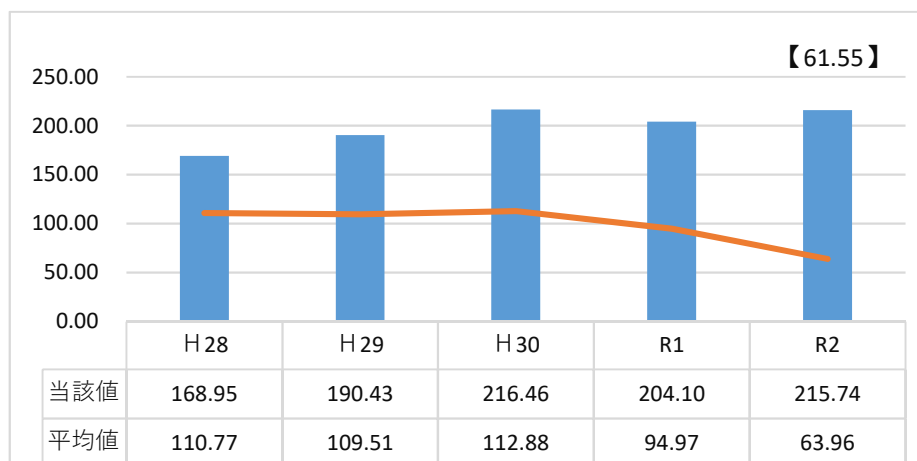
① 経常収支比率（％）



当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

令和3年度まで未普及地域による下水道整備が進み、固定資産の減価償却費が増加したことにより、前年度や類似団体平均より下回っています。今後は、下水道整備が終了したことにより、上昇すると予想されます。

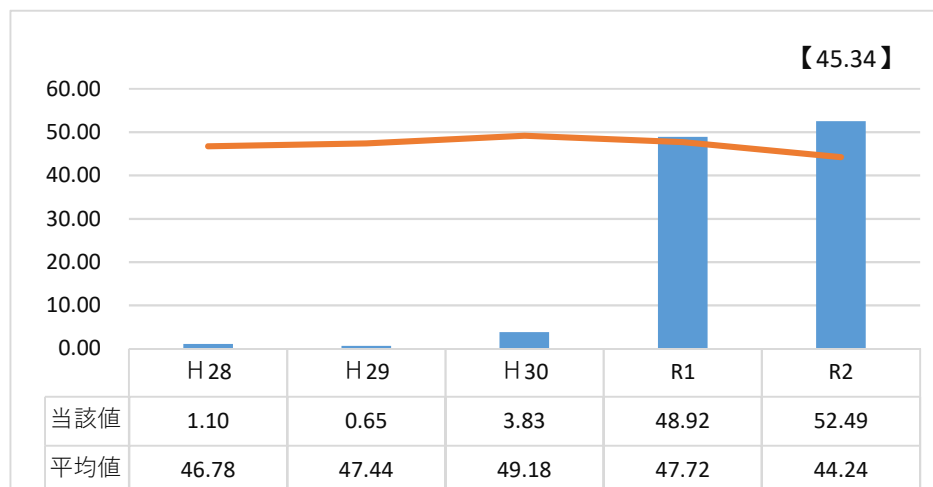
② 累積欠損金比率（％）



営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの純利益剰余金等でも補填することができず、複数年にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

本事業は令和3年度まで未普及地域の下水道整備が進み、固定資産の減価償却費が増加したことにより、累積欠損金が増加している状況です。

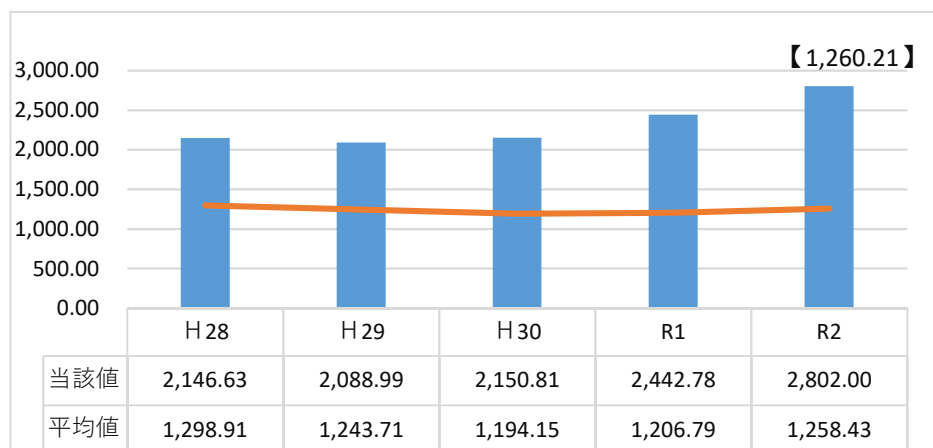
③流動比率（％）



短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

期末時において、流動比率は100%確保できていませんが、起債償還額等の支払い時期に財源を確保するため、特に問題はありません。また、年々起債等の償還支払額が減少する見込みのため、年々比率は上昇していく見込みです。

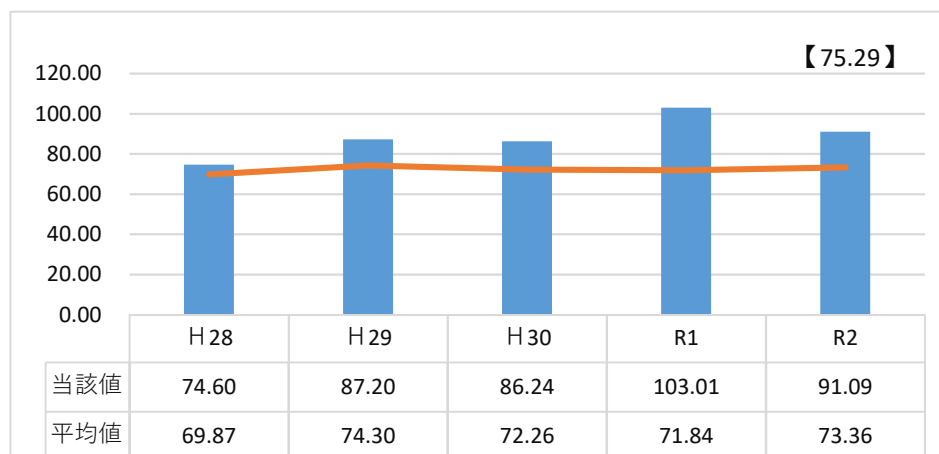
④企業債残高対事業規模比率（％）



料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

明確な数値基準はないと考えられていますが、本事業では、未普及地域の下水道整備を令和3年度で終了していることから、今後は年々減少していきます。

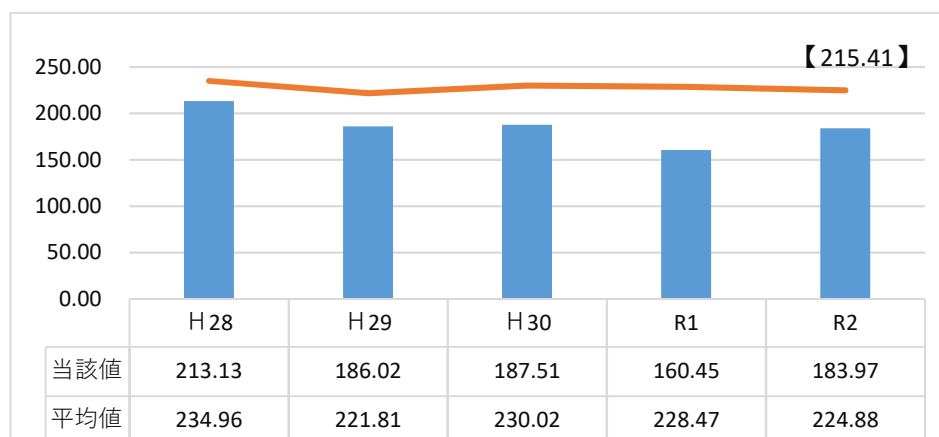
⑤経費回収率（％）



使用料で回収すべき経費を、どの程度の割合で賄われているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。

経費回収率は100%となっていませんが、類似団体平均、全国平均を上回っています。しかし、使用料で賄われている状況ではなく、維持管理費の節減や水洗化率の向上による収入の確保が必要となります。

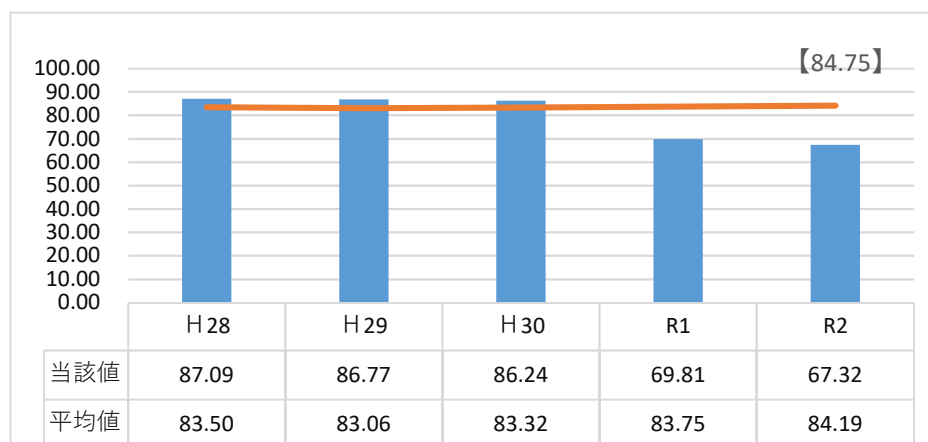
⑥汚水処理原価（円）



有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理に係るコストを表した指標です。明確な基準はないと考えられていますが、経年比較や類似団体との比較等により、当市の置かれている状況を把握・分析し、検証しておく必要があります。

類似団体平均、全国平均を下回っており、汚水処理事業について効率的な運営ができていると考えられます。

⑦水洗化率（％）

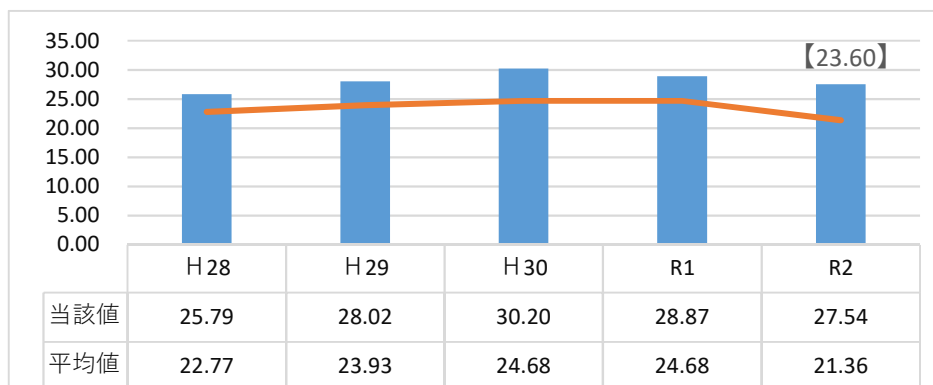


現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。

本事業は令和3年度まで未普及地域の下水道整備を進めていたため、前年度比では毎年減少していたが、令和3年度で完了したことにより、今後は上昇することが予想されます。類似団体平均、全国平均より下回っているため、水洗化普及活動を展開し、未接続世帯への戸別訪問など、下水道の使用を推進、水洗化率の向上に努めることが必要です。

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率（％）



有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化を示しており、数値が高いほど標準耐用年数に近い資産が多いことを示しています。

本事業は類似団体平均、全国平均より上回っていますが、標準耐用年数を経過した管渠等は存在していません。

※公共下水道、特定環境保全公共下水道の施設利用率、管渠老朽化率、管渠改善率については標準耐用年数を経過した施設、管渠等が存在しないため算定されません。

第3章 今後の下水道事業について

1 処理区域内世帯・人口の予測

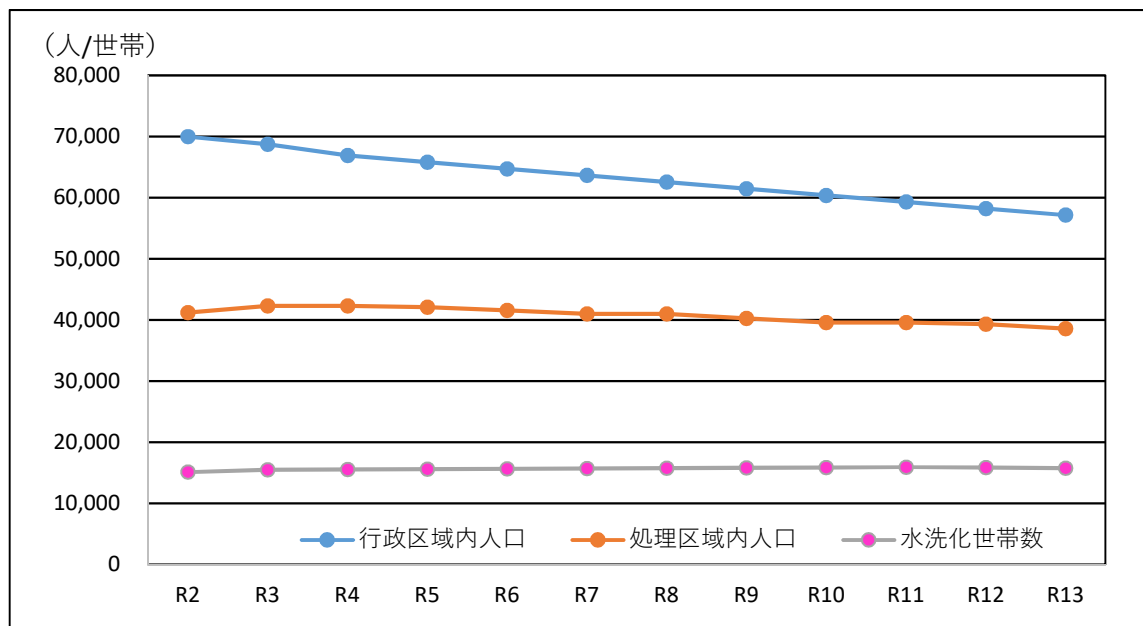
【公共下水道】

行政区域内人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所のデータを基礎とし、毎年度減少の予測となっています。整備構想により、下水道未普及地域は令和8年度までに整備完了する予定としているため、処理区域内世帯は令和8年度までは増加、水洗化世帯は供用開始から3年後の令和11年度までは増加、その後は減少の見込みです。

【特定環境保全公共下水道】

行政区域内人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所のデータを基礎とし、毎年度減少の予測となっています。処理区域内世帯は、下水道未普及地域の整備を令和3年度で完了しているため、供用開始から3年後の令和6年度までは増加、その後は減少しますが、令和9年度から令和17年度までは農業集落排水接続統合により一時的に増加となり、その後は減少の見込みです。

行政区域内人口・処理区域内人口・水洗化世帯の推移



下水道事業全体では、行政区域内人口、処理区域内人口は減少しますが、処理区域内世帯は令和8年度まで増加します。水洗化世帯数は下水道未普及整備や農業集落排水接続統合に伴い一時的に増加し、その後は減少の見込みです。

2 有収水量の予測

【公共下水道】

整備構想により、下水道未普及地域は令和8年度までに整備完了するため、水洗化世帯と同様に、令和11年度までは増加、その後は減少の見込みです。

【特定環境保全公共下水道】

下水道未普及地域の整備を令和3年度で完了しており、令和6年度までは増加、令和9年度以降は農業集落排水接続統合に伴い一時的に増加し、その後は減少の見込みです。

3 使用料収入の見通し

下水道整備期間中に値上げをした場合、供用開始後3年の間に下水道の接続が義務付けられているため、水洗化工事費と受益者負担金、下水道使用料の値上げとなれば供用開始区域の住民負担が大きく、接続率も悪くなり、収入減になる恐れがあるため、下水道未普及整備が終了してから3年後の令和12年度に10%程度の料金改定を予定しています。

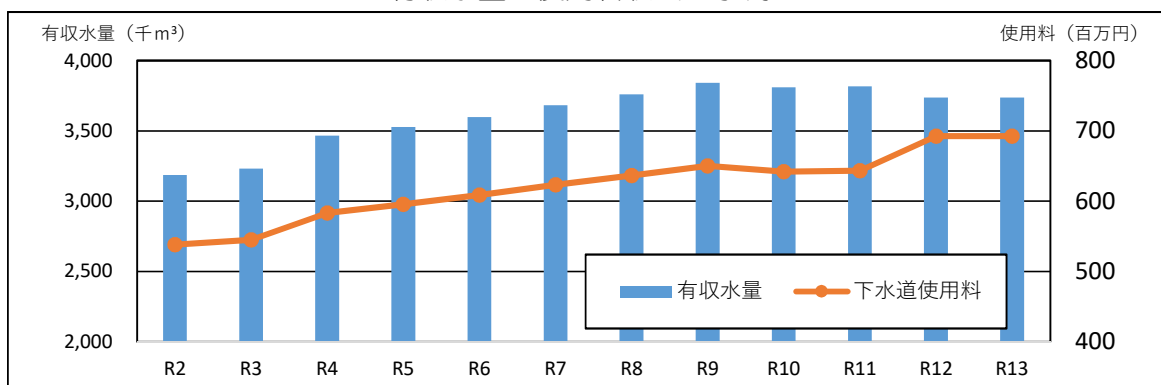
【公共下水道事業】

整備構想により、下水道未普及地域は令和8年度までに整備完了するため、水洗化世帯と同様に令和11年度までは増加の見込みです。令和12年度に10%程度の改定を予定しており、一時的に増加するものの、令和13年度以降は減少する見込みです。

【特定環境保全公共下水道事業】

水洗化世帯と同様に下水道未普及地域の整備を令和3年度で完了しているため、令和6年度まで増加、令和7年度以降は減少しますが、令和9年度から令和17年度までは農業集落排水の接続統合や下水道使用料改定で一時的に増加、その後は減少の見込みです。

有収水量・使用料収入の予測



有収水量は下水道未普及整備により令和11年度までは増加、その後は農業集落排水接続統合に伴い一時的に増加し、その後は減少する見込みです。

4 下水道施設の見通し

本市の公共下水道事業は平成4年度、特定環境保全公共下水道事業は平成7年度に供用を開始しており、標準耐用年数(50年)を超えている管渠はありませんが、国土交通省の統計調査では、管路施設は布設後約40年を経過すると道路陥没などの事故を起こす割合が急激に増加するという調査結果が出ております。

本市においては、今後10年後に約40年を経過する管路が増大していく状況のため、管渠劣化調査、機能診断調査等を行い、道路陥没防止や住民サービスの維持、持続可能な下水道事業のために「大館市下水道ストックマネジメント計画」に基づき下水道施設の計画的かつ効率的な管理を実施していきます。

5 組織の見通し

下水道未普及地域整備を令和8年度まで予定しているため、現状での組織体制となっています。令和9年度以降は農業集落排水地区を公共下水道へ接続統合等の計画策定進め、整備から維持管理体制への転換を図るため、組織の見直しを予定しています。

今後は、人口減少に伴い収入の確保が厳しくなることが予測され、経営状況を勘案し、水道事業等との組織統合などを考慮した職員定員数を検討し、効率的な組織体制の確立とリスクマネジメントを含めた業務の平準化、職員のノウハウの継承、業務の共有、研修の充実など図っていきます。

第4章 経営の基本方針

本市は、公共用水域などの水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に下水道事業を計画的に進めています。下水道事業は、快適な市民生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も持続的に安定したサービスを提供する必要があります。

しかし、将来の人口減少や有収水量の減少による使用料収入の減少、下水道施設の更新、地震などの災害への備えなどによる投資費用の増加が見込まれ、経営環境は大変厳しい状況が予想されます。このような状況を踏まえ、生活環境を支える下水道サービスの持続的で安定的な提供を行えるように「豊かな自然とともに安全安心に暮らせる環境共生都市」の実現を基本理念とし、「大館市生活排水処理施設整備構想」に基づいた、排水処理施設の整備と水洗化の普及に努めます。

【経営の基本方針】

○快適な生活環境

本市における、各地域の地理的、社会的特性に応じた下水道整備手法を再度検討しながら早期の普及率向上に努めます。

○水洗化の促進

水質を保全するとともに、市民の衛生的で豊かな暮らしを実現するため、下水道未接続世帯へ戸別訪問し、水洗化が促進されるよう取り組んでまいります。また、下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽により水洗化の向上に努めていきます。

○浸水被害の未然防止

浸水ポイントのマップを活用し、雨水幹線（雨水渠）下水路の適切な維持管理を実施するとともに、降雨時の雨水流下能力の向上に努めるほか、近年の浸水等の被害防止に向けた水害対応について検討します。

○経営基盤の強化

少子高齢化に伴う人口減少及び多様化する生活環境を見据え、優先度を踏まえた事業計画的な事業の実施により安定した汚水処理サービスの提供を目指し農業集落排水地区の公共下水道への接続統合による効率的な運営を図り持続的な事業運営に努めます。

第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たって

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	財政規模に見合った適切な計画による建設改進黨業の施行。 ダウンサイジング等を行い適正な維持管理による更新投資。
-----	--

【管渠等の建設に関すること】

整備構想により、下水道未普及地域整備を令和8年度まで整備を完了する。また、令和9年度以降の管渠整備は農業集落排水の接続統合等、必要最小限な投資をする予定です。今後は管路等の老朽化が進んでいくためストックマネジメント計画に基づき、適正な維持管理による長寿命化を合理的に進める計画とし策定しています。

【投資の平準化に関すること】

整備既成後の令和9年度以降は維持管理業務を主とした事業となり、投資の平準化を図るとともに優先順位付けをし、事業を進めていくことで過剰投資にならないように計画を策定しています。

【広域化・共同化、最適化に関すること】

し尿受入施設を流域下水道大館処理センター敷地内に建設し、令和6年度の稼働を目指しています。また、整備既成後の令和9年度以降は農業集落排水施設の経年劣化等により大規模改修が予想されることから下水道へ接続統合を行い安定した生活環境・水質保全の向上に努める計画として策定しています。

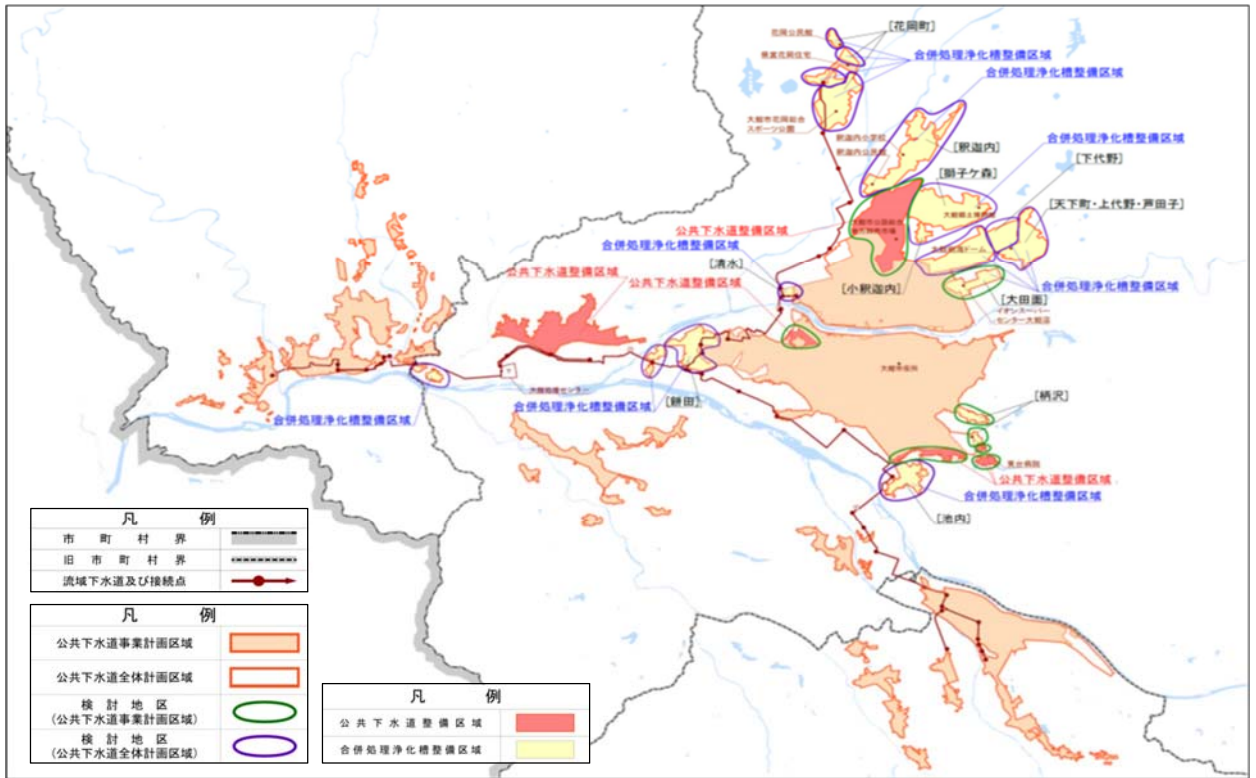
建設改良費については、今後も面整備及び広域化・共同化を進めていき、令和8年度までに整備率84.9%（公共下水道65.5%、農業集落排水8.3%、合併浄化槽11.1%）を目標に整備していきます。今後、老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う使用料収入の減少等が見込まれるため、計画的な更新、ダウンサイジングやスペックダウンを行い、事業の優先順位付けをし、計画的に実施していきます。

建設改良費の推移

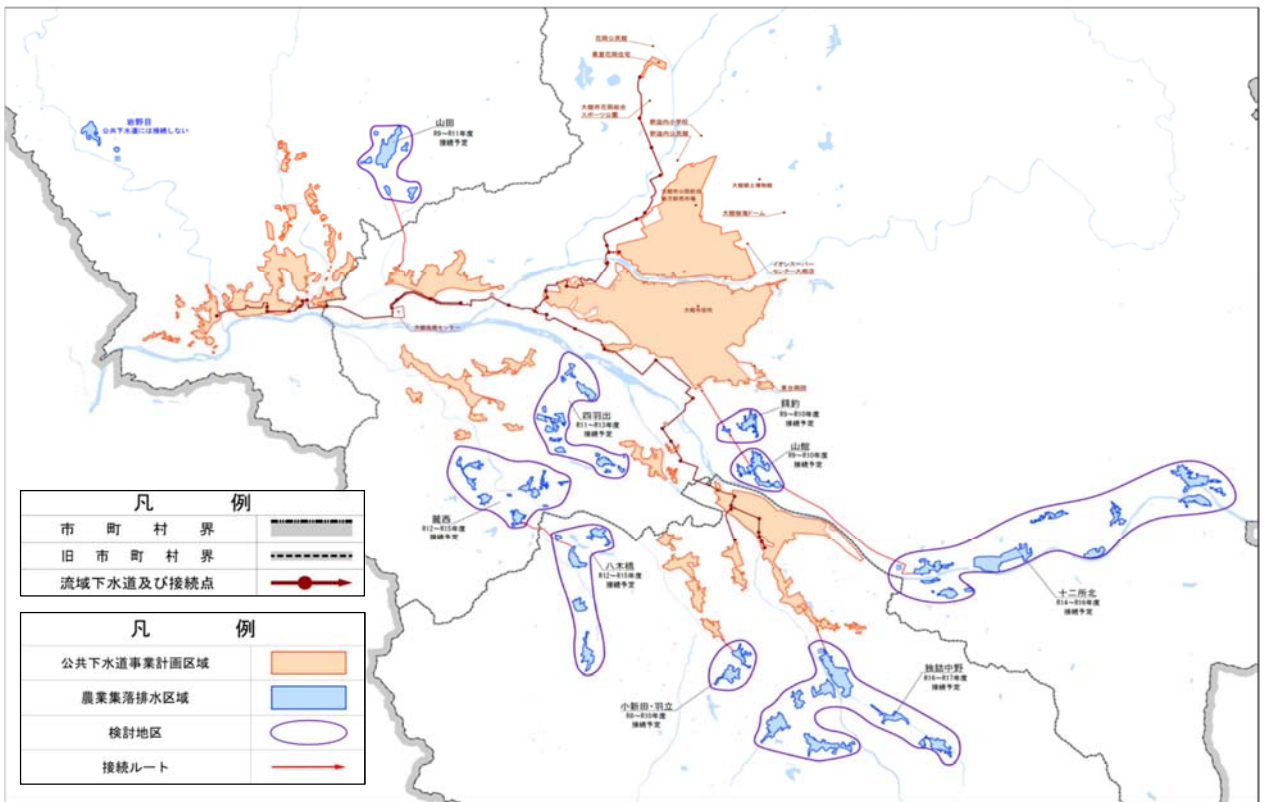
(単位：百万円)

	地区	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
未普及地域整備	川口	482.0										
	釈迦内	130.0	402.0	402.0	415.0	411.0	63.0					
	片山町		280.0	62.0								
	池内	187.0	153.0	6.0	303.0	359.0	157.0					
	山王台・柄沢3	26.0	1.0	300.0	52.0							
	計	825.0	836.0	770.0	770.0	770.0	220.0					
広域化・共同化	し尿受入施設	487.0	712.0	922.0								
	山館・領釣(下水道へ接続)							100.0	100.0			
	小新田羽立(下水道へ接続)							21.5	21.0			
	山田(下水道へ接続)							70.0	70.0	124.0		
	四羽出(下水道へ接続)									76.0	156.5	156.0
	八木橋・麓西(下水道へ接続)											43.0
計	487.0	712.0	922.0				191.5	191.0	200.0	199.5	200.0	
		1,312.0	1,548.0	1,692.0	770.0	770.0	220.0	191.5	191.0	200.0	199.5	200.0

未普及解消事業 位置



農業集落排水統合事業



②収支計画のうち財源についての説明

目 標	収入の確保、下水道使用料改定の検討。支出等の縮減。
-----	---------------------------

【下水道使用料に関すること】

整備構想では、下水道普及率を令和 8 年度 65.5%、水洗化率を 89.7%と目標を掲げており、それに合わせた下水道使用料等の収入を見込んでいます。

下水道事業における地方財政措置では、下水道使用料の水準が月 3,000 円/20 m³、使用料単価 150 円/m³以上を前提としており、令和 3 年度の本市の下水道使用料は月 3,190 円/20 m³、使用量単価 169.5 円/m³となっており、水準を上回っています。

水洗化率の向上による安定した使用料収入の確保及び下水道使用料改定の検討。また、農業集落排水地区の接続統合に伴う使用料収入の確保に努めていく計画としています。

【企業債に関すること】

下水道未普及整備及び流域下水道建設負担金等のうち、補助金等の充当できない金額について計上しています。また、企業債の償還額よりも新規借入額を少なくし、企業債残高の縮減を図っています。

【繰入金に関すること】

下水道事業の経営で、一般会計からの繰入金は大きな割合を占めています。令和 3 年度までは基準外繰入金はありませんが、令和 4 年度から基準内繰入金の「高資本費対策に要する経費」が供用開始 30 年を超えることから基準外となるため、基準内繰入金だけの経営が成り立たなくなります。そのため、「高資本費対策に要する経費相当分」の収入の確保が必要となり、一般会計からの基準外繰入金に頼る状況となっています。

基準外での繰入金は下水道を利用できない方にも費用を負担させることとなるため、市財政部局と話し合いにより、繰出基準外での繰入金については資金不足とならない経営の範囲内としています。

人口減少により減収は避けられないと考えられることから、水洗化普及活動を展開し、未接続世帯への戸別訪問などにより下水道の使用を推進し、水洗化率の向上に努めるとともに、使用料改定の検討を行う予定としています。また、今後は基準外繰入が予想されることから、使用料改定や費用の縮減、経費回収率のアップに努めてまいります。

経費回収率向上に向けたロードマップ（令和 3 年度から令和 14 年度まで）

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
下水道使用料の検証					下水道使用料の検証		下水道使用料改定の検討 ・ 審議会の設立		下水道使用料改定 (予定)		
経営戦略評価・見直し 検討	経営戦略の見直し			経営戦略評価・見直し 検討		経営戦略の見直し			経営戦略評価・見直し 検討		経営戦略の見直し

③ 投資以外の経費について

【職員給与費に関すること】

令和8年度までは現在の組織体制に応じた、令和3年度の実績に基づいて策定しています。令和9年度以降は下水道未普及整備から維持管理が主となることから組織体制の見直しを考慮し策定しています。

【修繕費に関すること】

過去の実績や物価等の変動を見込み毎年度増加傾向で策定しています。抑制策として、ストックマネジメント計画による長寿命化対策、計画的な更新工事等による修繕費の縮減を見込んでいます。

【動力費に関すること】

過去の実績や物価等の変動、将来の需要（処理水量等）を予測し、策定しています。

【委託料に関すること】

現時点で委託を行っている業務について継続的に委託することを見込んでいます。また、令和6年度には、し尿受入施設の完成による維持管理委託業務を見込んで策定しています。

2 今後の取り組みについて

①今後の投資についての考え方・検討状況

【広域化・共同化・最適化に関する事項】

農業集落排水施設の経年劣化等により大規模改修が予想され、老朽化に伴う更新投資が見込まれるため、公共下水道等への接続統合を踏まえた計画的、最適な事業を見極め、広域化・共同化の実現を目指します。

【投資の平準化に関する事項】

ストックマネジメント計画に基づき、実施計画を策定し、老朽化が進む下水道管渠等を計画的かつ適正に更新し、LCC(ライフサイクルコスト)の節減を図ります。また、下水道管渠等の定期的な保守点検を実施し、維持管理の適正化、長寿命化対策に努めます。

【その他の取組】

ICT や AI の活用など業務の効率化に対し、検討していきます。

以上の取り組みを行うとともに、新型コロナウイルスの蔓延等、様々な社会情勢の変化に対応しながら事業経営に取り組んでいきます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

【下水道使用料の見直しに関する事項】

下水道使用料について①現行の下水道使用料料金体系、②段階的に下水道使用料を見直し改定した場合の料金体系、③一般会計からの基準外繰入金が無いように下水道使用料を改正した場合の3つの料金体系の収支計画を作成し、改定予定の令和12年度で比較いたしました。

<②段階的に下水道使用料を見直すこととした場合の改定率について>

下水道使用料改定予定の令和12年度に経費回収率100%を上回るように、10%の改定としました。

下水道使用料原価計算比較表

項 目		令和3年度実績	令和12年度 投資・財政計画の計上額比較		
			①現行の下水道使用料	②下水道使用料10%改定した場合	③基準外繰入金がないように改定した場合
使用料		千円 543,601	千円 629,667	千円 692,634	千円 944,500
受託工事収益					0
その他の		408	215	215	215
合計		544,009	629,882	692,849	944,715
<支出の部>					
項 目		令和3年度実績	令和12年度 投資・財政計画の計上額比較		
			①現行の下水道使用料	②下水道使用料10%改定した場合	③基準外繰入金がないように改定した場合
管渠費	人件費	千円 16,206	千円 22,182	千円 22,182	千円 22,182
	給料				
	諸手当	6,656	14,125	14,125	14,125
	福利費	4,959	7,435	7,435	7,435
	修繕費	3,650	6,055	6,055	6,055
	材料費	745	1,612	1,612	1,612
	路面復旧費				
	委託料	9,561	13,212	13,212	13,212
その他の	17,409	21,432	21,432	21,432	
小計	59,186	86,053	86,053	86,053	
一般管理費	人件費	16,561	7,653	7,653	7,653
	給料				
	諸手当	9,156	4,689	4,689	4,689
	福利費	5,457	2,899	2,899	2,899
	流域下水道管理運営費負担金	334,772	418,677	418,677	418,677
	委託料				
その他の	23,000	1,832	1,832	1,832	
小計	388,946	435,750	435,750	435,750	
資本費	支払利息	177,143	94,081	94,081	94,081
	減価償却費	805,949	989,407	989,407	989,407
	企業債取扱諸費				
小計	983,092	1,083,488	1,083,488	1,083,488	
合計 使用料対象経費(Y)		1,431,224	1,605,291	1,605,291	1,605,291
使用料対象経費割合 (X)/(Y) * 100 =		38.0	39.2	43.1	58.8

下水道使用料原価計算では使用料対象経費に対し、下水道使用料の割合は、①現行下水道使用料は39.2%、②下水道使用料を10%改定した場合は43.1%、③一般会計からの基準外繰入金が無いように下水道使用料を改定した場合は58.8%となっています。

令和 12 年度 投資・財政計画の計上額比較 (千円)

区分	下水道使用料収入	一般会計繰入金 (収益・資本の計)	一般会計繰入金の うち基準外繰入金	当年度純利益又は 純損失	下水道使用料 20m ³ /円
①現行下水道使用料の料金体系	629,667	1,116,213	126,722	△ 15,003	3,190
②令和12年度に下水道使用料 10%改定した場合	692,634	1,054,568	77,525	△ 13,682	3,509
③基準外繰入金がないように下 水道使用料を改定した場合	944,500	679,304	0	28,871	4,785

①現行下水道使用料と②下水道使用料を 10%改定した場合の比較では、下水道使用料が 62,967 千円の収入の増、収益一般会計からの基準外繰入金が 49,197 千円減少、欠損金が 1,321 千円改善されると予測されます。

下水道使用料 20 m³/円で比較では①現行使用料では 3,190円、③基準外繰入金がないように改定した場合は現行下水道使用料の 1.5 倍の 4,785 円となり、下水道使用者の負担が大きくなります。

令和 12 年度から令和 16 年度までの投資・財政計画計上額累計比較 (千円)

区分	下水道使用料収入	一般会計繰入金 (収益・資本の計)	一般会計繰入金の うち基準外繰入金	当年度純利益又は 純損失
①現行下水道使用料の料金体系	3,139,183	5,253,029	479,110	△ 140,892
②令和12年度に下水道使用料 10%改定した場合	3,453,101	4,940,965	232,118	△ 133,039
③基準外繰入金がないように下 水道使用料を改定した場合	4,708,773	3,354,137	0	242,011

令和 12 年度から令和 16 年度までの累計での①現行下水道使用料と②下水道使用料を 10%改定した場合の比較では、下水道使用料が 313,918 千円増加、収益一般会計からの基準外繰入金は 246,992 千円減少、欠損金は 7,853 千円改善される予測となります。

②下水道使用料を 10%改定した場合、投資・財政計画では令和 20 年度から一般会計からの基準外繰入金がなくなり、令和 24 年度以降は黒字経営に転化する計画となっています。

毎年度、赤字経営のため各費用を精査し、下水道未普及地域整備完了後の令和 10 年度から下水道使用料の検討や審議会を設立し、令和 12 年度に使用料改定を予定しています。

■②令和 12 年度に 10%程度の料金改定を行った場合の経費回収率■

将来の経費回収予測 (令和 3 年度から令和 13 年度まで)

経費回収率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	99.20%	85.82%	87.46%	89.16%	91.05%	92.92%	94.14%	97.19%	98.50%	108.92%	110.32%
料金収入	543,602	583,096	595,540	608,825	623,320	636,416	650,363	641,905	643,263	692,634	692,625
汚水処理費	547,990	679,480	680,919	682,838	684,619	684,924	690,817	660,494	653,028	635,902	627,841

令和 11 年度までは現行下水道使用料体系ですが、固定経費の縮減等により少しずつ改善されていく予測となっています。令和 12 年度には、下水道使用料の改定により経費回収率は 100%を上回る予測となります。

【資産活用による収入増加の取組について】

今のところ活用できる資産はありませんが、今後、ダウンサイジング等により廃止施設などの活用できる資産が発生した場合には、検討していきます。

【その他の取組】

企業債の償還額よりも新規借入額を少なくし、起債残高の縮減を図ります。

安全で快適な下水道を持続的・安定的に提供するには、下水道施設や管路の健全性を維持することが必要となります。一方で、投資事業には多額の資金が必要となることから、投資の所要額と下水道使用料等の財源の見通しを均衡させることが非常に重要です。そのため、下水道事業の徹底した効率化・経営健全化に取り組みます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

【民間活力の活用に関する事項】

(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

秋田県では令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定、令和5年度には「広域補完組織」の設立を検討しています。

「広域化・共同化計画」では流域下水道を核として広域共同化を推進していく事としており、県主導のもとに管路包括管理での広域化・共同化の可能性を検討していきます。

「広域補完組織」では職員の人員不足による業務の補完体制等を検討しており、本市でも今後、下水道使用料の改定や市職員の人員不足が予想されるため、有益になる方策が見込まれる際には適切に検討し、活用していきます。

【職員給与費に関する事項】

職員給与費等に関しては一般会計に準じ、事務の効率化に努め、適正な人員配置となるよう適宜見直し、検討を図ります。

【修繕費に関する事項】

下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠等の耐用年数や修繕の優先順位を考慮し、長寿命化させる方策を取り入れ、修繕費の節減と安全確保に努めます。

【委託費に関する事項】

委託業務内容や契約期間を見直し、経費節減・効率化を検討します。

【通信費・動力費に関する事項】

非常通報装置等の通信費や電力契約内容等を見直し、経費節減・効率化を検討します。

【その他の取組】

下水道未普及地域については、引き続き合併浄化槽による整備を普及啓発していきます。

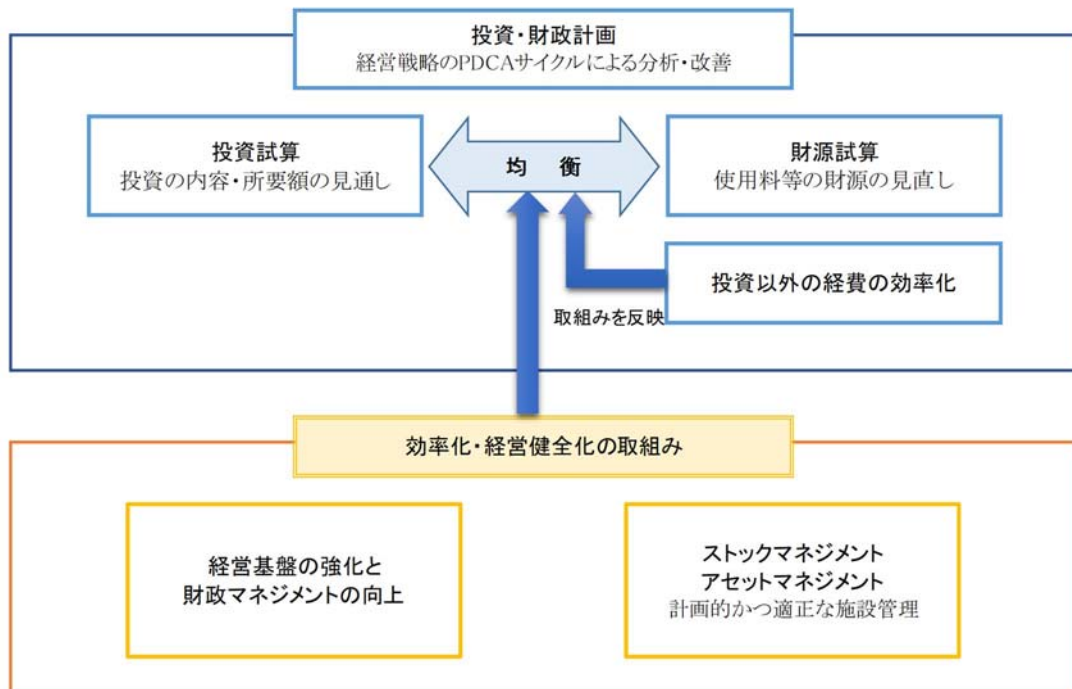
第6章 経営戦略の事後検証等について

1. 経営戦略の事後検証に関する事項

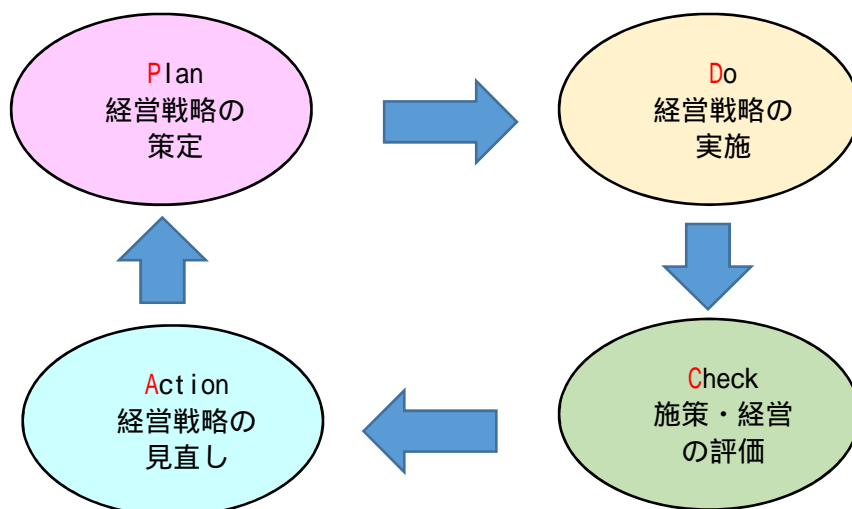
本市においての各取り組みについて、進捗確認、決算分析、整備計画等について乖離がないか確認し、乖離が著しい場合はその要因を特定し、要因と対策に応じた取り組みを再検討したうえで、5年毎に経営戦略の見直しを実施します。

定期的な確認や対策の見直し、妥当性の評価を PDCA サイクルにより経営戦略の事後検証、更新を的確に図り、安定した下水道経営を行っていきます。

効率化・経営健全化の取り組み



PDCA サイクル



投資・財政計画（収支計画）

【下水道事業 全体分】 公共下水道事業+特定環境保全公共下水道事業

区 分		年 度				
		3年度	4年度	5年度	6年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	552,637	601,301	616,792	823,177
		(1) 料 金 収 入	543,602	583,096	595,540	608,825
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0
		(3) そ の 他	9,035	18,205	21,252	214,352
		うち雨水処理負担金	10,644	16,611	10,859	13,494
		2. 営 業 外 収 益	885,861	755,365	766,703	890,733
		(1) 補 助 金	593,739	418,773	385,355	496,555
		他 会 計 補 助 金	593,739	418,773	385,355	496,555
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	292,058	336,535	381,291	394,121
(3) そ の 他	64	57	57	57		
収 入 計 (C)	1,438,498	1,356,666	1,383,495	1,713,910		
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,259,672	1,384,221	1,454,516	1,650,173
		(1) 職 員 給 与 費	55,116	65,078	65,078	65,078
		基 本 給	34,097	35,520	35,520	35,520
		退 職 給 付 費	0	0	0	0
		そ の 他	21,019	29,558	29,558	29,558
		(2) 経 費	390,677	447,115	462,184	628,605
		動 力 費	6,886	8,769	9,220	9,418
		修 繕 費	3,650	5,798	5,847	5,877
		材 料 費	745	2,691	2,278	2,278
		そ の 他	379,396	429,857	444,839	611,032
(3) 減 価 償 却 費	813,879	872,028	927,254	956,490		
2. 営 業 外 費 用	177,555	167,342	153,712	143,952		
(1) 支 払 利 息	177,469	167,287	153,657	143,897		
うち雨水分	325	304	282	260		
うち汚水分	177,144	166,983	153,375	143,637		
(2) そ の 他	86	55	55	55		
支 出 計 (D)	1,437,227	1,551,563	1,608,228	1,794,125		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,271	△ 194,897	△ 224,733	△ 80,215		
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)	2,136	2,132	951	951		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2,136	△ 2,132	△ 951	△ 951		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 865	△ 197,029	△ 225,684	△ 81,166		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 1,295,203	△ 1,492,232	△ 1,717,916	△ 1,799,082		
流 動 資 産 (J)	854,115	1,140,942	1,126,303	1,070,536		
うち未収金	24,954	46,576	81,937	26,169		
流 動 負 債 (K)	1,759,262	2,071,889	1,486,572	1,451,871		
うち一時借入金	0	0	0	0		
うち未払金	410,000	710,000	160,000	160,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 234	△ 248	△ 279	△ 219		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	552,637	601,301	616,792	823,177		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)						

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
829,904	832,854	838,426	833,408	855,595	912,296	923,619
623,320	636,416	650,363	641,905	643,263	692,634	692,625
0	0	0	0	0	0	0
206,584	196,438	188,063	191,503	212,332	219,662	230,994
9,513	13,451	9,613	13,691	9,537	13,720	9,453
891,279	956,734	958,507	923,581	872,938	841,766	844,490
492,572	550,406	555,496	519,978	469,118	436,486	437,784
492,572	550,406	555,496	519,978	469,118	436,486	437,784
0	0	0	0	0	0	0
398,650	406,271	402,954	403,546	403,762	405,222	406,650
57	57	57	57	58	58	56
1,721,183	1,789,588	1,796,933	1,756,989	1,728,533	1,754,062	1,768,109
1,675,985	1,696,219	1,709,505	1,689,091	1,674,099	1,672,657	1,692,710
65,078	65,078	87,072	80,678	80,678	80,678	80,678
35,520	35,520	47,267	44,021	44,021	44,021	44,021
0	0	0	0	0	0	0
29,558	29,558	39,805	36,657	36,657	36,657	36,657
641,971	643,793	640,413	624,561	608,255	602,572	618,173
9,512	9,603	9,704	9,074	9,262	9,369	9,361
5,905	5,935	5,965	5,995	6,025	6,055	6,086
2,278	2,278	1,962	1,612	1,612	1,612	1,612
624,276	625,977	622,782	607,880	591,356	585,536	601,114
968,936	987,348	982,020	983,852	985,166	989,407	993,859
136,082	129,262	119,911	111,028	102,416	94,136	86,085
136,027	129,207	119,856	110,973	102,361	94,081	86,030
237	214	190	166	141	116	90
135,790	128,993	119,666	110,807	102,220	93,965	85,940
55	55	55	55	55	55	55
1,812,067	1,825,481	1,829,416	1,800,119	1,776,515	1,766,793	1,778,795
△ 90,884	△ 35,893	△ 32,483	△ 43,130	△ 47,982	△ 12,731	△ 10,686
0	0	0	0	0	0	0
951	951	951	951	951	951	951
△ 951	△ 951	△ 951	△ 951	△ 951	△ 951	△ 951
△ 91,835	△ 36,844	△ 33,434	△ 44,081	△ 48,933	△ 13,682	△ 11,637
△ 1,890,917	△ 1,927,761	△ 1,961,195	△ 2,005,276	△ 2,054,209	△ 2,067,891	△ 2,079,528
1,091,922	1,081,656	1,081,338	1,080,556	1,079,713	1,079,816	969,198
47,555	47,787	47,469	46,687	45,845	45,947	45,330
1,424,329	1,367,296	1,316,895	1,278,763	1,219,460	1,178,139	992,084
0	0	0	0	0	0	0
160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	50,000
△ 228	△ 231	△ 234	△ 241	△ 240	△ 227	△ 225
829,904	832,854	838,426	833,408	855,595	912,296	923,619

【下水道事業 全体分】 公共下水道事業 + 特定環境保全公共下水道事業

		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		区	分				
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		920,600	1,435,800	1,365,400	879,600
		資本費平準化債		379,600	451,800	448,000	382,800
		2. 他 会 計 出 資 金		192,919	397,401	469,872	378,561
		3. 他 会 計 補 助 金		0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金		0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金		304,180	1,146,552	728,600	308,000
		7. 固定資産売却代金		0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金		135,929	53,732	40,389	46,806
	9. そ の 他		0	0	0	0	
	計 (A)		1,553,628	3,033,485	2,604,261	1,612,967	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)		1,553,628	3,033,485	2,604,261	1,612,967	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		984,707	2,250,043	1,738,423	896,510
		うち職員給与費		42,284	73,186	69,516	69,516
		2. 企 業 債 償 還 金		1,288,437	1,332,250	1,344,877	1,309,560
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0
		5. そ の 他		0	0	0	0
計 (D)		2,273,144	3,582,293	3,083,300	2,206,070		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			719,516	548,808	479,039	593,103	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		664,461	500,686	407,018	526,477	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金		0	0	0	0	
	4. そ の 他		55,055	48,122	72,021	66,626	
計 (F)		719,516	548,808	479,039	593,103		
補てん財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)			15,764,526	15,953,976	16,051,099	15,689,939	

○他会計繰入金

		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		区	分				
収益的収支分			604,383	435,384	426,463	758,814	
	うち基準内繰入金		604,269	400,384	417,298	645,050	
	うち基準外繰入金		114	35,000	9,165	113,764	
資本的収支分			192,919	397,401	469,872	378,561	
	うち基準内繰入金		192,919	192,401	214,872	258,561	
	うち基準外繰入金		0	205,000	255,000	120,000	
合 計			797,302	832,785	896,335	1,137,375	

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
817,400	428,100	347,100	299,900	271,800	220,900	192,300
320,600	274,600	201,100	154,200	120,600	70,100	41,100
418,516	425,751	388,591	405,072	407,707	372,374	361,008
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
308,000	88,000	76,600	76,400	80,000	79,800	80,000
0	0	0	0	0	0	0
45,595	40,958	21,302	15,490	9,576	3,931	0
0	0	0	0	0	0	0
1,589,511	982,809	833,593	796,862	769,083	677,005	633,308
0	0	0	0	0	0	0
1,589,511	982,809	833,593	796,862	769,083	677,005	633,308
896,510	346,510	247,955	245,613	248,110	247,609	248,109
69,516	69,516	12,361	12,361	12,361	12,361	12,361
1,274,859	1,247,317	1,190,285	1,139,883	1,101,751	1,042,448	1,001,127
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
2,171,369	1,593,827	1,438,240	1,385,496	1,349,861	1,290,057	1,249,236
581,858	611,018	604,647	588,634	580,778	613,052	615,928
546,916	576,164	593,894	579,893	570,340	602,257	604,738
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
34,942	34,854	10,753	8,741	10,438	10,795	11,190
581,858	611,018	604,647	588,634	580,778	613,052	615,928
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
15,292,680	14,526,463	13,728,678	12,926,695	12,130,144	11,336,695	10,552,668

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
753,960	809,835	813,874	781,055	708,030	682,194	694,297
646,711	663,682	665,530	668,636	605,228	604,669	628,779
107,249	146,153	148,344	112,419	102,802	77,525	65,518
418,516	425,751	388,591	405,072	407,707	372,374	361,008
253,516	240,751	233,591	225,072	217,707	207,374	198,008
165,000	185,000	155,000	180,000	190,000	165,000	163,000
1,172,476	1,235,586	1,202,465	1,186,127	1,115,737	1,054,568	1,055,305

【公共下水道事業】

区 分		年 度						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	501,761	532,388	547,843	754,218		
		(1) 料 金 収 入	492,739	514,199	526,594	539,869		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0		
		(3) そ の 他	9,022	18,189	21,249	214,349		
			うち雨水処理負担金	10,644	16,611	10,859	13,494	
	2. 営 業 外 収 益	718,764	526,193	515,400	642,503			
	(1) 補 助 金	484,691	279,870	243,075	356,316			
			他 会 計 補 助 金	484,691	279,870	243,075	356,316	
			そ の 他 補 助 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	234,016	246,266	272,268	286,130			
	(3) そ の 他	57	57	57	57			
	収 入 計 (C)	1,220,525	1,058,581	1,063,243	1,396,721			
	収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用	1,052,757	1,103,335	1,149,714	1,347,522	
			(1) 職 員 給 与 費	46,961	51,783	51,783	51,783	
				基 本 給	28,162	28,183	28,183	28,183
				退 職 給 付 費				
			そ の 他	18,799	23,600	23,600	23,600	
(2) 経 費		342,891	374,701	390,915	557,268			
			動 力 費	3,793	4,001	4,125	4,271	
			修 繕 費	3,025	4,044	4,084	4,105	
			材 料 費	456	1,113	700	700	
			そ の 他	335,617	365,543	382,006	548,192	
(3) 減 価 償 却 費		662,905	676,851	707,016	738,471			
2. 営 業 外 費 用		151,559	139,561	128,646	122,302			
(1) 支 払 利 息		151,504	139,506	128,591	122,247			
			う ち 雨 水 分	325	304	282	260	
		う ち 汚 水 分	151,179	139,202	128,309	121,987		
(2) そ の 他	55	55	55	55				
支 出 計 (D)	1,204,316	1,242,896	1,278,360	1,469,824				
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	16,209	△ 184,315	△ 215,117	△ 73,103				
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0				
特 別 損 失 (G)	2,095	2,091	910	910				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2,095	△ 2,091	△ 910	△ 910				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	14,114	△ 186,406	△ 216,027	△ 74,013				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 1,300,826	△ 1,487,232	△ 1,703,259	△ 1,777,272				
流 動 資 産 (J)	822,080	1,126,110	1,111,765	1,056,279				
		う ち 未 収 金	21,121	42,242	77,897	22,410		
流 動 負 債 (K)	1,491,106	1,776,452	1,205,453	1,189,626				
		う ち 建 設 改 良 費 分	1,084,094	1,069,440	1,048,441	1,032,614		
		う ち 未 払 金	400,000	700,000	150,000	150,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 259	△ 279	△ 311	△ 236				
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	501,761	532,388	547,843	754,218				
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)								

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
762,659	767,219	774,384	778,836	799,794	848,924	861,803
556,078	570,784	586,324	587,336	587,465	629,265	630,812
0	0	0	0	0	0	0
206,581	196,435	188,060	191,500	212,329	219,659	230,991
9,513	13,451	9,613	13,691	9,537	13,720	9,453
650,800	708,736	713,049	680,632	626,056	590,040	588,301
358,774	411,593	414,879	383,316	329,574	293,559	291,762
358,774	411,593	414,879	383,316	329,574	293,559	291,762
291,969	297,086	298,113	297,259	296,424	296,424	296,482
57	57	57	57	58	57	57
1,413,459	1,475,955	1,487,433	1,459,468	1,425,850	1,438,964	1,450,104
1,377,347	1,393,682	1,424,411	1,407,166	1,388,002	1,381,088	1,398,310
51,783	51,783	78,862	72,468	72,468	72,468	72,468
28,183	28,183	42,626	39,380	39,380	39,380	39,380
23,600	23,600	36,236	33,088	33,088	33,088	33,088
571,874	574,859	575,225	566,521	549,227	542,111	558,737
4,443	4,606	4,779	4,835	4,885	4,804	4,864
4,125	4,146	4,167	4,188	4,209	4,230	4,251
700	700	700	350	350	350	350
562,606	565,407	565,579	557,148	539,783	532,727	549,272
753,690	767,040	770,324	768,177	766,307	766,509	767,105
117,294	112,929	105,641	97,375	89,266	81,337	73,579
117,239	112,874	105,586	97,320	89,211	81,282	73,524
237	214	190	166	141	116	90
117,002	112,660	105,396	97,154	89,070	81,166	73,434
55	55	55	55	55	55	55
1,494,641	1,506,611	1,530,052	1,504,541	1,477,268	1,462,425	1,471,889
△ 81,182	△ 30,656	△ 42,619	△ 45,073	△ 51,418	△ 23,461	△ 21,785
0	0	0	0	0	0	0
910	910	910	910	910	910	910
△ 910	△ 910	△ 910	△ 910	△ 910	△ 910	△ 910
△ 82,092	△ 31,566	△ 43,529	△ 45,983	△ 52,328	△ 24,371	△ 22,695
△ 1,859,364	△ 1,890,930	△ 1,934,459	△ 1,980,442	△ 2,032,770	△ 2,057,141	△ 2,079,836
1,078,096	1,078,702	1,078,707	1,078,288	1,077,676	1,077,885	967,421
44,227	44,833	44,838	44,419	43,808	44,016	43,553
1,175,669	1,143,701	1,105,374	1,068,712	1,022,084	987,436	819,947
1,018,657	986,690	948,362	911,700	865,072	830,424	772,935
150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	40,000
△ 244	△ 246	△ 250	△ 254	△ 254	△ 242	△ 241
762,659	767,219	774,384	778,836	799,794	848,924	861,803

【公共下水道事業】

		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		区	分				
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		553,700	1,311,500	1,235,400	776,300
		資本費平準化債		312,200	344,700	321,100	282,600
		2. 他 会 計 出 資 金		164,776	367,592	435,169	331,483
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国（都道府県）補助金		117,260	1,138,824	728,600	308,000
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		48,880	28,280	34,877	41,294
		9. そ の 他					
	計 (A)		884,616	2,846,196	2,434,046	1,457,077	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)		884,616	2,846,196	2,434,046	1,457,077	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		427,518	2,190,908	1,735,313	893,400
		うち職員給与費		26,739	50,882	69,516	69,516
		2. 企 業 債 償 還 金		1,083,790	1,084,094	1,069,440	1,048,441
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
計 (D)		1,511,308	3,275,002	2,804,753	1,941,841		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			626,692	428,806	370,707	484,764	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		606,283	405,586	298,891	418,138	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他		20,409	23,220	71,816	66,626	
計 (F)		626,692	428,806	370,707	484,764		
補てん財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			12,859,173	13,165,279	13,401,139	13,192,398	

○他会計繰入金

		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		区	分				
収 益 的 収 支 分			495,335	296,481	253,934	588,931	
	うち基準内繰入金		495,221	261,481	246,131	477,448	
	うち基準外繰入金		114	35,000	7,803	111,483	
資 本 的 収 支 分			164,776	367,592	435,169	331,483	
	うち基準内繰入金		164,776	162,592	185,169	231,483	
	うち基準外繰入金		0	205,000	250,000	100,000	
合 計			660,111	664,073	689,103	920,414	

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
735,900	361,500	195,100	157,100	127,700	91,200	68,000
242,200	211,100	168,200	130,200	100,800	64,300	41,100
358,596	370,682	337,077	350,788	354,480	327,145	319,483
308,000	88,000	0	0	0	0	0
45,595	40,958	21,302	15,490	9,576	3,931	0
1,448,091	861,140	553,479	523,378	491,756	422,276	387,483
1,448,091	861,140	553,479	523,378	491,756	422,276	387,483
893,400	343,400	40,535	38,698	32,198	32,198	32,198
69,516	69,516	0	0	0	0	0
1,032,614	1,018,657	986,690	948,362	911,700	865,072	830,424
0	0	0	0	0	0	0
1,926,014	1,362,057	1,027,225	987,060	943,898	897,270	862,622
477,923	500,917	473,746	463,682	452,142	474,994	475,139
442,981	466,293	463,223	463,682	450,423	473,318	473,045
34,942	34,624	10,523	0	1,719	1,676	2,094
477,923	500,917	473,746	463,682	452,142	474,994	475,139
0	0	0	0	0	0	0
12,951,484	12,343,727	11,594,637	10,838,775	10,085,875	9,338,103	8,598,679

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
591,111	642,552	645,357	617,051	541,690	513,007	522,541
487,767	500,614	506,990	508,110	442,326	436,744	457,701
103,344	141,938	138,367	108,941	99,364	76,263	64,840
358,596	370,682	337,077	350,788	354,480	327,145	319,483
228,596	220,682	217,077	210,788	204,480	197,145	189,483
130,000	150,000	120,000	140,000	150,000	130,000	130,000
949,707	1,013,234	982,434	967,839	896,170	840,152	842,024

【特定環境保全公共下水道事業】

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		50,876	68,913	68,949	68,959	
		(1) 料 金 収 入		50,863	68,897	68,946	68,956	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	
	収 入	(3) そ の 他		13	16	3	3	
			うち雨水処理負担金		0	0	0	0
		2. 営 業 外 収 益		167,097	229,172	251,303	248,230	
		(1) 補 助 金		109,048	138,903	142,280	140,239	
			他 会 計 補 助 金		109,048	138,903	142,280	140,239
			そ の 他 補 助 金					
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		58,042	90,269	109,023	107,991	
(3) そ の 他		7	0	0	0			
収 入 計 (C)		217,973	298,085	320,252	317,189			
収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用		206,915	280,886	304,802	302,651	
		(1) 職 員 給 与 費		8,155	13,295	13,295	13,295	
			基 本 給		5,935	7,337	7,337	7,337
	退 職 給 付 費							
	そ の 他		2,220	5,958	5,958	5,958		
	(2) 経 費	動 力 費		47,786	72,414	71,269	71,337	
		修 繕 費		3,093	4,768	5,095	5,147	
		材 料 費		625	1,754	1,763	1,772	
		そ の 他		289	1,578	1,578	1,578	
	(3) 減 価 償 却 費		43,779	64,314	62,833	62,840		
2. 営 業 外 費 用		150,974	195,177	220,238	218,019			
(1) 支 払 利 息		25,996	27,781	25,066	21,650			
	う ち 雨 水 分		25,965	27,781	25,066	21,650		
	う ち 汚 水 分		0	0	0	0		
	そ の 他		31	0	0	0		
支 出 計 (D)		232,911	308,667	329,868	324,301			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 14,938	△ 10,582	△ 9,616	△ 7,112			
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)		41	41	41	41			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 41	△ 41	△ 41	△ 41			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 14,979	△ 10,623	△ 9,657	△ 7,153			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		5,623	△ 5,000	△ 14,657	△ 21,810			
流 動 資 産 (J)		32,035	14,832	14,538	14,257			
	う ち 未 収 金		3,833	4,334	4,040	3,759		
流 動 負 債 (K)		268,156	295,437	281,119	262,245			
	う ち 建 設 改 良 費 分		248,156	275,437	261,119	242,245		
	う ち 未 払 金		10,000	10,000	10,000	10,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		11	△ 7	△ 21	△ 32			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		50,876	68,913	68,949	68,959			
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)								

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
67,245	65,635	64,042	54,572	55,801	63,372	61,816
67,242	65,632	64,039	54,569	55,798	63,369	61,813
0	0	0	0	0	0	0
3	3	3	3	3	3	3
0	0	0	0	0	0	0
240,479	247,998	245,458	242,949	246,882	251,726	256,189
133,798	138,813	140,617	136,662	139,544	142,927	146,022
133,798	138,813	140,617	136,662	139,544	142,927	146,022
106,681	109,185	104,841	106,287	107,338	108,798	110,168
0	0	0	0	0	1	△ 1
307,724	313,633	309,500	297,521	302,683	315,098	318,005
298,638	302,537	285,094	281,925	286,097	291,569	294,400
13,295	13,295	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210
7,337	7,337	4,641	4,641	4,641	4,641	4,641
5,958	5,958	3,569	3,569	3,569	3,569	3,569
70,097	68,934	65,188	58,040	59,028	60,461	59,436
5,069	4,997	4,925	4,239	4,377	4,565	4,497
1,780	1,789	1,798	1,807	1,816	1,825	1,835
1,578	1,578	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
61,670	60,570	57,203	50,732	51,573	52,809	51,842
215,246	220,308	211,696	215,675	218,859	222,898	226,754
18,788	16,333	14,270	13,653	13,150	12,799	12,506
18,788	16,333	14,270	13,653	13,150	12,799	12,506
0	0	0	0	0	0	0
18,788	16,333	14,270	13,653	13,150	12,799	12,506
0	0	0	0	0	0	0
317,426	318,870	299,364	295,578	299,247	304,368	306,906
△ 9,702	△ 5,237	10,136	1,943	3,436	10,730	11,099
0	0	0	0	0	0	0
41	41	41	41	41	41	41
△ 41	△ 41	△ 41	△ 41	△ 41	△ 41	△ 41
△ 9,743	△ 5,278	10,095	1,902	3,395	10,689	11,058
△ 31,553	△ 36,831	△ 26,736	△ 24,834	△ 21,439	△ 10,750	308
13,826	2,954	2,631	2,268	2,037	1,931	1,777
3,328	2,954	2,631	2,268	2,037	1,931	1,777
248,660	223,595	211,521	210,051	197,376	190,703	172,137
228,660	203,595	191,521	190,051	177,376	170,703	152,137
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
△ 47	△ 56	△ 42	△ 46	△ 38	△ 17	0
67,245	65,635	64,042	54,572	55,801	63,372	61,816

【特定環境保全公共下水道事業】

		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		区	分				
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		366,900	124,300	130,000	103,300
		資本費平準化債		67,400	107,100	126,900	100,200
		2. 他 会 計 出 資 金		28,143	29,809	34,703	47,078
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国（都道府県）補助金		186,920	7,728	0	0
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		87,049	25,452	5,512	5,512
	9. そ の 他						
	計 (A)		669,012	187,289	170,215	155,890	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)		669,012	187,289	170,215	155,890	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		557,189	59,135	3,110	3,110
		うち職員給与費		15,545	22,304	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金		204,647	248,156	275,437	261,119
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		761,836	307,291	278,547	264,229		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			92,824	120,002	108,332	108,339	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		58,178	95,100	108,127	108,339	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他		34,646	24,902	205	0	
計 (F)		92,824	120,002	108,332	108,339		
補てん財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			2,905,353	2,788,697	2,649,960	2,497,541	

○他会計繰入金

		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		区	分				
収益的収支分			109,048	138,903	172,529	169,883	
	うち基準内繰入金		109,048	138,903	171,167	167,602	
	うち基準外繰入金		0	0	1,362	2,281	
資本的収支分			28,143	29,809	34,703	47,078	
	うち基準内繰入金		28,143	29,809	29,703	27,078	
	うち基準外繰入金		0	0	5,000	20,000	
合 計			137,191	168,712	207,232	216,961	

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
81,500	66,600	152,000	142,800	144,100	129,700	124,300
78,400	63,500	32,900	24,000	19,800	5,800	0
59,920	55,069	51,514	54,284	53,227	45,229	41,525
0	0	76,600	76,400	80,000	79,800	80,000
0	0	0	0	0	0	0
141,420	121,669	280,114	273,484	277,327	254,729	245,825
141,420	121,669	280,114	273,484	277,327	254,729	245,825
3,110	3,110	207,420	206,915	215,912	215,411	215,911
0	0	12,361	12,361	12,361	12,361	12,361
242,245	228,660	203,595	191,521	190,051	177,376	170,703
0	0	0	0	0	0	0
245,355	231,770	411,015	398,436	405,963	392,787	386,614
103,935	110,101	130,901	124,952	128,636	138,058	140,789
103,935	109,871	130,671	116,211	119,917	128,939	131,693
0	230	230	8,741	8,719	9,119	9,096
103,935	110,101	130,901	124,952	128,636	138,058	140,789
0	0	0	0	0	0	0
2,341,196	2,182,736	2,134,041	2,087,920	2,044,269	1,998,592	1,953,989

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
162,849	167,283	168,517	164,004	166,340	169,187	171,756
158,944	163,068	158,540	160,526	162,902	167,925	171,078
3,905	4,215	9,977	3,478	3,438	1,262	678
59,920	55,069	51,514	54,284	53,227	45,229	41,525
24,920	20,069	16,514	14,284	13,227	10,229	8,525
35,000	35,000	35,000	40,000	40,000	35,000	33,000
222,769	222,352	220,031	218,288	219,567	214,416	213,281